

# 目次

解説 .....	1
<b>I. 2019 年工業化学品法</b>	
<b>第 1 部—序</b> .....	19
第 1 条 呼称.....	19
第 2 条 施行開始 .....	19
第 3 条 法律は王位を拘束する.....	19
第 4 条 この法律に対する代わりの憲法上の根拠.....	20
第 5 条 外部準州への拡大適用.....	20
第 6 条 他法との関係 .....	20
第 7 条 この法律の目的 .....	20
第 8 条 この法律の簡略化された概要.....	21
第 9 条 定義.....	22
第 10 条 工業化学品の定義.....	29
第 11 条 除外される導入に対してのこの法律の適用 .....	30
<b>第 2 部—工業化学品の導入者の登録</b> .....	31
<b>第 1 節—この部の簡略化された概要</b> .....	31
第 12 条 この部の簡略化された概要 .....	31
<b>第 2 節—登録</b> .....	32
第 13 条 導入者は登録されなければならない.....	32
第 14 条 登録簿の確立 .....	32
第 15 条 登録簿の内容 .....	32
第 16 条 登録の申請.....	32
第 17 条 登録の付与.....	33
第 18 条 登録簿の訂正 .....	33
第 19 条 登録の取消し.....	33
<b>第 3 節—登録料</b> .....	35
第 20 条 登録料.....	35
第 21 条 登録料の額.....	35
第 22 条 登録料に関するその他の事項.....	35
<b>第 3 部—工業化学品のカテゴリー化及び審査</b> .....	36
<b>第 1 節—この部の簡略化された概要</b> .....	36
第 23 条 この部の簡略化された概要 .....	36
<b>第 2 節—導入カテゴリー</b> .....	37
第 24 条 導入は認可されるものとする.....	37
第 25 条 収載される導入 .....	37
第 26 条 免除される導入 .....	37

第 27 条	報告される導入 .....	38
第 28 条	審査される導入 .....	39
第 29 条	商業的評価の導入 .....	39
第 30 条	例外的状況の導入 .....	39
<b>第 3 節</b>	<b>審査証明書 .....</b>	<b>40</b>
<b>副節 A</b>	<b>証明書の取得 .....</b>	<b>40</b>
第 31 条	証明書の申請 .....	40
第 32 条	局長は申請を考慮しなければならない .....	40
第 33 条	局長は追加情報を要請することができる .....	41
第 34 条	規定された機関との協議 .....	41
第 35 条	遺伝子技術監督者との協議 .....	41
第 36 条	審査記述書草案に関する提出物 .....	41
第 37 条	証明書及び審査記述書の交付 .....	42
第 38 条	証明書の内容 .....	42
第 39 条	証明書が有効な場合 .....	42
<b>副節 B</b>	<b>証明書保有者又は証明書に包含される人に対する変更 .....</b>	<b>43</b>
第 40 条	包含される人を変更するための申請 .....	43
第 41 条	証明書保有者を変更するための申請 .....	43
第 42 条	局長の発議に基づく証明書保有者の変更 .....	44
<b>副節 C</b>	<b>審査証明書の条件の変更 .....</b>	<b>45</b>
第 43 条	審査証明書の条件の変更の申請 .....	45
第 44 条	局長は申請を考慮しなければならない .....	45
第 45 条	局長は追加情報を要請することができる .....	46
第 46 条	規定された機関との協議 .....	46
第 47 条	遺伝子技術監督者との協議 .....	46
第 48 条	審査記述書草案の提出 .....	46
第 49 条	変更された審査証明書及び審査記述書の交付 .....	47
第 50 条	局長の発議に基づく変更 .....	47
<b>副節 D</b>	<b>審査証明書の取消し .....</b>	<b>48</b>
第 51 条	証明書を取消すための申請 .....	48
第 52 条	局長の発議に基づく取消し .....	48
<b>第 4 節</b>	<b>商業的評価認可証 .....</b>	<b>50</b>
<b>副節 A</b>	<b>認可証の取得 .....</b>	<b>50</b>
第 53 条	認可証の申請 .....	50
第 54 条	局長は申請を考慮しなければならない .....	50
第 55 条	局長は追加情報を要請することができる .....	51
第 56 条	規定された機関との協議 .....	51
第 57 条	遺伝子技術監督者との協議 .....	51
第 58 条	認可証の交付 .....	52
第 59 条	認可証の内容 .....	52
<b>副節 B</b>	<b>認可証保有者の変更 .....</b>	<b>53</b>
第 60 条	認可証保有者を変更するための申請 .....	53
第 61 条	局長の発議に基づく認可証保有者の変更 .....	53

副節 C—認可証の条件の変更 .....	54
第 62 条 認可証の条件の変更の申請 .....	54
第 63 条 変更された認可証の交付 .....	54
第 64 条 局長の発議に基づく変更 .....	55
副節 D—認可証の取消し .....	55
第 65 条 認可証を取り消すための申請 .....	55
第 66 条 局長の発議に基づく取消し .....	56
第 5 節—例外的状況認可証 .....	57
第 67 条 例外的状況認可証 .....	57
<b>第 4 部—局長によって開始される評価 .....</b>	<b>58</b>
第 1 節—この部の簡略化された概要 .....	58
第 68 条 この部の簡略化された概要 .....	58
第 2 節—審査証明書によって認可される導入の評価 .....	59
第 69 条 局長は評価を開始することができる .....	59
第 70 条 局長は情報を要求することができる .....	59
第 71 条 規定された機関との協議 .....	60
第 72 条 評価記述書案に関する提出 .....	60
第 73 条 評価記述書の交付 .....	60
第 3 節—その他の導入又は事項の評価 .....	62
第 74 条 局長は評価を開始することができる .....	62
第 75 条 評価を通知するための協議 .....	62
第 76 条 局長は情報を要求することができる .....	62
第 77 条 人は情報を提供する要件に従わなければならない .....	63
第 78 条 評価記述書の交付 .....	64
<b>第 5 部—オーストラリア工業化学品インベントリー .....</b>	<b>65</b>
第 1 節—この部の簡略化された概要 .....	65
第 79 条 この部の簡略化された概要 .....	65
第 2 節—インベントリーの確立及び内容 .....	66
第 80 条 インベントリーの確立 .....	66
第 81 条 インベントリーの内容 .....	66
第 3 節—インベントリーへの工業化学品の収載 .....	67
第 82 条 5 年後のインベントリーへの収載 .....	67
第 83 条 5 年より前のインベントリーへの収載 .....	67
第 84 条 他の状況におけるインベントリーへの収載 .....	68
第 4 節—インベントリーの変更 .....	70
副節 A—局長の発議に基づく変更及びその後の審査証明書に関する変更 .....	70
第 85 条 小さな変更 .....	70
第 86 条 局長による評価を受けての変更 .....	70
第 87 条 その後の審査証明書に関する変更 .....	71
副節 B—申請に基づく変更 .....	71

第 88 条	収載変更の申請	71
第 89 条	局長は申請を考慮しなければならない	72
第 90 条	局長は追加情報を要請することができる	72
第 91 条	規定された機関との協議	72
第 92 条	遺伝子技術監督者との協議	73
第 93 条	申請に関する決定	73
<b>副節 C—企業秘密情報の承認の失効を受けての変更</b>		74
第 94 条	企業秘密情報の承認の失効を受けての変更	74
<b>副節 D—収載された工業化学品の除去</b>		74
第 95 条	収載された工業化学品の除去	74
<b>第 6 部—情報、報告及び秘密保持</b>		76
<b>第 1 節—この部の簡略化された概要</b>		76
第 96 条	この部の簡略化された概要	76
<b>第 2 節—報告</b>		77
第 96A 条	免除される導入に対する導入後の宣言	77
第 97 条	報告される導入に対する導入前報告書	77
第 98 条	導入前報告書の条件の変更	78
第 99 条	全ての導入カテゴリに対する年次宣言	78
第 100 条	ハザードについての情報を報告する義務	79
第 101 条	情報を提供する特定の義務	80
<b>第 3 節—記録保持及び情報収集</b>		81
第 102 条	カテゴリ化を証明するために要求される情報	81
第 103 条	化粧品のカテゴリを決定するための動物試験データに関する禁止	82
第 104 条	全てのカテゴリに対する記録保持	82
<b>第 4 節—秘密保持及び開示</b>		83
<b>副節 A—ある種の状況での正式名称又は最終使用の秘密保持</b>		83
第 105 条	保護の申請	83
第 106 条	局長は追加情報を要請することができる	84
第 107 条	規定された機関との協議	84
第 108 条	申請に関する決定	84
第 109 条	AACN 又は一般化された最終使用が使用されなければならないとき	85
第 110 条	保護の見直しの通知	86
第 111 条	保護継続の申請	86
<b>副節 B—その他の状況における情報の秘密保持</b>		87
第 112 条	保護を申請する意図の通知の提供	87
第 113 条	情報を公表する意図の通知が出されるものとする	88
第 113A 条	局長は追加情報を要請することができる	88
第 114 条	申請に関する決定	88
<b>副節 C—情報の開示</b>		89
第 115 条	情報の開示	89
第 116 条	権限を行使する、又は職務若しくは義務を果たす過程における開示	90
第 117 条	ある種の他の存在への開示	90

第 118 条	同意を得ての開示 .....	91
第 119 条	公に利用可能な情報の開示.....	91
第 120 条	善意の導入者への開示.....	91
第 121 条	保護情報が関連する人への開示 .....	92
第 122 条	保護情報が得られた人への開示 .....	92
第 123 条	裁判所、審判所等への開示 .....	92
第 124 条	法執行の目的のための開示 .....	92
第 125 条	公衆衛生に対する重大なリスクを減じるための開示 .....	92
第 126 条	環境に対する重大なリスクを減じるための開示.....	93
<b>第 7 部—執行 .....</b>		<b>94</b>
<b>第 1 節—この部の簡略化された概要 .....</b>		<b>94</b>
第 127 条	この部の簡略化された概要 .....	94
<b>第 2 節—監視及び調査権限 .....</b>		<b>95</b>
第 128 条	監視権限 .....	95
第 129 条	調査権限 .....	96
<b>第 3 節—民事罰規定、違法通知書及び差止命令 .....</b>		<b>98</b>
第 130 条	民事罰規定.....	98
第 131 条	違法通知書.....	98
第 132 条	執行可能な取組み.....	98
第 133 条	差止命令 .....	99
第 134 条	外部準州への拡大適用.....	99
<b>第 4 節—その他 .....</b>		<b>100</b>
第 135 条	違反行為の物理的要素.....	100
第 136 条	違反行為規定又は民事罰規定の違反.....	100
第 137 条	認可査察官の任命 .....	100
第 138 条	関連行政長官による権限移譲.....	100
<b>第 8 部—運営管理.....</b>		<b>102</b>
<b>第 1 節—この部の簡略化された概要 .....</b>		<b>102</b>
第 139 条	この部の簡略化された概要 .....	102
<b>第 2 節—オーストラリア工業化学品導入機構及び局長 .....</b>		<b>103</b>
第 140 条	オーストラリア工業化学品導入機構.....	103
第 141 条	局長.....	103
第 142 条	局長の職務.....	103
<b>第 3 節—局長の任命 .....</b>		<b>104</b>
第 143 条	任命.....	104
第 144 条	任命の期間.....	104
第 145 条	局長代理 .....	104
<b>第 4 節—局長に対する諸条件 .....</b>		<b>105</b>
第 146 条	報酬及び手当 .....	105
第 147 条	休暇.....	105
第 148 条	副業.....	105

第 149 条	利益の開示.....	105
第 150 条	局長の辞任.....	105
第 151 条	局長の任命の解除.....	105
第 152 条	局長の任命のその他の諸条件.....	106
<b>第 5 節</b>	<b>局長を支援する人</b> .....	<b>107</b>
第 153 条	省の職員に関連する取決め.....	107
第 154 条	局長を支援するその他の人.....	107
<b>第 6 節</b>	<b>工業化学品特別勘定</b> .....	<b>108</b>
第 155 条	工業化学品特別勘定.....	108
第 156 条	工業化学品特別勘定に対する貸方.....	108
第 157 条	工業化学品特別勘定の目的.....	108
<b>第 9 部</b>	<b>国際的協定及び取決め</b> .....	<b>109</b>
<b>第 1 節</b>	<b>この部の簡略化された概要</b> .....	<b>109</b>
第 158 条	この部の簡略化された概要.....	109
<b>第 2 節</b>	<b>ロッテルダム条約に基づく情報交換</b> .....	<b>110</b>
副節 A	禁止又は制限の通報.....	110
第 159 条	導入又は使用に関する禁止又は制限の通報.....	110
副節 B	ある種の情報の交換.....	111
第 160 条	工業化学品についてのある種の情報の交換.....	111
副節 C	情報収集.....	112
第 161 条	局長は情報及び文書を得ることができる.....	112
第 162 条	人は第 161 条に基づく通知を遵守しなければならない.....	112
<b>第 3 節</b>	<b>オーストラリアの中への又は外への工業化学品の移動</b> .....	<b>113</b>
第 163 条	オーストラリアの中への又は外への工業化学品の移動.....	113
第 164 条	禁止又は制限される場合の導入又は輸出.....	113
<b>第 10 部</b>	<b>その他</b> .....	<b>115</b>
第 165 条	この部の簡略化された概要.....	115
第 166 条	決定の再考及び再審理.....	115
第 167 条	申請に対する一般的要件.....	116
第 168 条	化粧品 of 申請に対しての動物試験データに関する禁止.....	117
第 169 条	申請に対する考慮期間の計算.....	118
第 170 条	手数料についての追加規定.....	119
第 171 条	民事訴訟からの保護.....	120
第 172 条	局長は決定を行うためにコンピュータプログラムを使用することができる.....	120
第 173 条	文書の写し.....	120
第 174 条	局長は文書を保持することができる.....	120
第 175 条	自己負罪.....	121
第 176 条	大臣による権限移譲.....	121
第 177 条	局長による権限移譲.....	121
第 178 条	財産の取得に対する補償.....	122
第 179 条	年次報告書.....	122

第 180 条 規則.....	122
-----------------	-----

## II. 2019 年工業化学品（間接的修正及び移行規定）法

第 1 条 呼称.....	123
第 2 条 施行開始.....	123
第 3 条 付属書.....	123
付属書 1－法律の廃止及び修正.....	125
第 1 部－法律の廃止.....	125
第 2 部－間接的修正.....	126
付属書 2－適用、保留及び移行規定.....	127
第 1 部－序.....	127
第 2 部－適用及び保留規定.....	128
第 3 部－旧法に基づいて任命された人.....	130
第 4 部－登録.....	131
第 5 部－審査証明書等.....	132
第 1 節－審査証明書.....	132
第 2 節－商業的評価許可証.....	133
第 3 節－少量許可証.....	134
第 4 節－管理下使用許可証.....	135
第 5 節－旧法の第 21 条に基づく導入.....	137
第 6 部－秘密情報の保護.....	139
第 7 部－インベントリー.....	141
第 1 節－旧インベントリーに含まれている工業化学品.....	141
第 2 節－保留中の申請.....	141
第 3 節－秘密の収載.....	142
第 8 部－その他.....	145

## III. 2019 年工業化学品料金（一般）法..... 147

## IV. 2019 年工業化学品料金（関税）法..... 151

## V. 2019 年工業化学品料金（物品税）法..... 155

## VI. 2019 年工業化学品（一般）規則

第 1 章一序	159
第 1 部一序	159
第 1 条 名称	159
第 2 条 施行開始	159
第 3 条 根拠	159
第 4 条 この法律文書の簡略化された概要	160
第 5 条 定義	160
第 6 条 国際的に審査される工業化学品	166
第 7 条 特定される導入のクラス	168
第 2 部一本法において定義される用語に関する規定	170
第 8 条 動物に対して行われた試験に関連するデータ又は情報の種類	170
第 9 条 動物試験データの定義の目的のための追加の動物の種類	170
第 10 条 アーティクルではない物体の種類	170
第 11 条 規定された国際的協定	170
第 12 条 就業日ではない日	170
第 13 条 工業化学品ではない化学品又は物質	170
第 14 条 導入が除外される導入である状況	171
第 15 条 個人使用のためではないと見なされる導入	171
第 3 部 規定された機関	172
第 16 条 局長がそこから助言を求めなければならない機関	172
第 17 条 局長がそこから助言を求めることができる機関	172
第 4 部 商業的評価認可証	173
第 18 条 申請ができない状況	173
第 5 部 化粧品中の最終使用に関連する申請に対する動物試験データに 関する制限	174
第 19 条 化粧品中の最終使用を含む複数の最終使用を持つ工業化学品への申請に 対する動物試験データに関する制限	174
第 20 条 化粧品中の最終使用を含む、複数の最終使用を持つ工業化学品に対する 申請	174
第 21 条 申請に関する決定	175
第 22 条 化粧品中のみの最終使用を持つ工業化学品への申請に対しての動物試験 データに関する禁止	175
第 2 章 工業化学品の導入のカテゴリー化	177
第 1 部 この章の簡略化された概要	177
第 23 条 この章の簡略化された概要	177
第 2 部 導入が免除される又は報告されるかどうかの決定	178
第 24 条 導入が免除される又は報告されるかどうかの決定	178
第 25 条 導入が免除されない又は報告されない状況	179
第 26 条 導入が免除される導入である状況	179
第 27 条 導入が報告される導入である状況	182
第 3 部 指標的リスクの決定	185

第 28 条	工業化学品の導入に対する指標的人の健康リスク	185
第 29 条	工業化学品の導入に対する指標的環境リスク	187
<b>第 4 部</b>	<b>カテゴリー化を証明するために要求される情報</b>	<b>191</b>
第 30 条	カテゴリー化を証明するために要求される情報	191
第 31 条	化粧品中における最終使用を含む複数の最終使用を持つ工業化学品に 対する導入のカテゴリーを決定するための動物試験データの使用に関する制限	191
第 32 条	化粧品中における最終使用を含む複数の最終使用を持つ工業化学品に対す る導入のカテゴリーを決定するための動物試験データの使用のための承認への申請	192
第 33 条	申請に関する決定	192
第 34 条	化粧品中のみに最終用途を持つ工業化学品に対する導入のカテゴリー 決定への動物試験データ使用に関する禁止	193
<b>第 3 章</b>	<b>報告</b>	<b>194</b>
第 1 部	この章の簡略化された概要	194
第 35 条	この章の簡略化された概要	194
第 2 部	免除される導入に対する導入後の宣言	195
第 36 条	免除される導入に対する導入後の宣言	195
第 37 条	免除される導入に対して導入後の宣言が要求されない状況	196
第 3 部	報告される導入に対する導入前報告書	197
第 38 条	人の健康及び環境に対して国際的に審査されている工業化学品の導入	197
第 39 条	人の健康に対して国際的に審査されているが、環境に対して国際的に 審査されていない工業化学品の導入	198
第 40 条	環境に対して国際的に審査されているが、人の健康に対して国際的に 審査されていない工業化学品の導入	200
第 41 条	研究開発における使用のためのみである工業化学品の導入	201
第 42 条	低リスクのフレーバー又はフレグランスブレンドの導入	202
第 43 条	最も高い指標的リスクが低リスクである場合のその他の導入	203
第 4 部	全ての導入カテゴリーに対する年次宣言	205
第 44 条	全ての導入カテゴリーに対する年次宣言	205
<b>第 4 章</b>	<b>記録保持</b>	<b>206</b>
第 1 部	この章の簡略化された概要	206
第 45 条	この章の簡略化された概要	206
第 2 部	収載される導入に対する記録保持	207
第 46 条	収載される導入	207
第 3 部	免除される導入に対する記録保持	208
第 47 条	第 26 条に基づく工業化学品のある種の導入	208
第 48 条	研究開発における使用のためのみである工業化学品の導入	209
第 49 条	収載されたポリマーと同等であるポリマーの導入	210
第 50 条	収載された工業化学品の非機能化表面処理に由来する工業化学品の導入	211
第 51 条	最も高い指標的リスクが非常に低リスクであるその他の導入	212
第 4 部	一報告される導入に対する記録保持	217

第 52 条	人の健康及び環境に対して国際的に審査された工業化学品の導入	217
第 53 条	人の健康に対して国際的に審査されているが、環境に対して国際的に 審査されていない工業化学品の導入	218
第 54 条	環境に対して国際的に審査されているが、人の健康に対して国際的に 審査されていない工業化学品の導入	221
第 55 条	研究開発における使用のためのみである工業化学品の導入	224
第 56 条	低リスクのフレーバー又はフレグランスブレンドの導入	225
第 57 条	最も高い指標的リスクが低リスクであるその他の導入	227
<b>第 5 部</b>	<b>審査される導入に対する記録保持</b>	<b>230</b>
第 58 条	審査される導入	230
<b>第 6 部</b>	<b>商業的評価の導入に対する記録保持</b>	<b>231</b>
第 59 条	商業的評価の導入	231
<b>第 7 部</b>	<b>例外的状況に対する記録保持</b>	<b>232</b>
第 60 条	例外的状況の導入	232
<b>第 8 部</b>	<b>本法の第 163 条に基づく導入に対する記録保持</b>	<b>233</b>
第 61 条	本法の第 163 条に基づく導入	233
<b>第 5 章</b>	<b>秘密保持及び開示</b>	<b>234</b>
<b>第 1 部</b>	<b>この章の簡略化された概要</b>	<b>234</b>
第 62 条	この章の簡略化された概要	234
<b>第 2 部</b>	<b>ある種の情報の公表</b>	<b>235</b>
第 63 条	報告される導入に関する情報の公表	235
<b>第 3 部</b>	<b>秘密保持及び開示</b>	<b>236</b>
第 64 条	インベントリー収載への提案される変更の通知	236
第 65 条	正式名称又は最終使用の保護	236
第 66 条	AACN 又は一般化された最終使用が使用されなければならない場合	237
第 67 条	正式名称又は最終使用の保護の見直しのお知らせを出す必要がある状況	237
第 68 条	正式名称又は最終使用の保護に関する通知が与えられることになる人	238
第 69 条	ある種の存在への開示	241
<b>第 6 章</b>	<b>国際的協定及び取決め</b>	<b>241</b>
<b>第 1 部</b>	<b>この章の簡略化された概要</b>	<b>241</b>
第 70 条	この章の簡略化された概要	241
<b>第 2 部</b>	<b>オーストラリアの中への又は外への工業化学品の移動</b>	<b>242</b>
第 71 条	条件に従うある種の工業化学品の導入	243
第 72 条	条件に従うテトラエチル鉛の導入	243
第 73 条	条件に従う特定の工業化学品の輸出	243
第 74 条	制限される工業化学品の導入又は輸出の承認への申請	245
第 75 条	申請に関する決定	245
<b>第 7 章</b>	<b>その他</b>	<b>247</b>
<b>第 1 部</b>	<b>この章の簡略化された概要</b>	<b>247</b>



第 1 節 審査証明書に対する保留中の申請 .....	265
第 5 条 節の適用 .....	265
第 6 条 旧法の第 23 条の要件の変更に対する保留中の申請 .....	265
第 7 条 審査証明書の申請に関して決定が行われなければならない期間 .....	265
第 8 条 申請を考慮する際に局長が顧慮しなければならない事項 .....	265
第 9 条 旧法に従う追加情報に対する要請 .....	265
第 10 条 提供されない審査記述書案 .....	266
第 11 条 局長は審査報告書及び公開報告書の案を作成しなければならない .....	266
第 12 条 審査証明書及び審査報告書の交付 .....	266
第 13 条 公開報告書の公表 .....	266
第 14 条 審査証明書の内容 .....	267
第 15 条 申請に対する一般的要件 .....	267
第 2 節 審査報告書の変更に対する保留中の申請 .....	268
第 16 条 審査報告書の変更に対する保留中の申請 .....	268
第 17 条 決定の再考及び再審理 .....	268
第 3 節 審査証明書の拡大に対する保留中の申請 .....	269
第 18 条 旧法の第 40A 条に基づく申請の保留－重大な変更なし .....	269
第 19 条 旧法の第 40A 条に基づく保留中の申請－重大な変更 .....	269
第 4 節 移行される審査証明書 .....	270
第 20 条 審査証明書の変更又は取消 .....	270
第 3 部－新法に基づく商業的評価許可証 .....	271
第 1 節 商業的評価許可証に対する保留中の申請 .....	271
第 21 条 節の適用 .....	271
第 22 条 申請の考慮 .....	271
第 23 条 旧法に基づく追加情報に対する要求 .....	271
第 24 条 認可証の内容 .....	271
第 25 条 最終使用の保護に対する申請 .....	271
第 2 節 商業的評価許可証の更新に対する保留中の申請 .....	272
第 26 条 新法に基づいて変更申請として扱われる更新に対する保留中の申請 .....	272
第 27 条 旧法に基づく追加情報に対する要求 .....	272
第 28 条 申請の考慮 .....	272
第 3 節 移行される商業的評価許可証 .....	273
第 29 条 4 年制限の対象となる移行許可証 .....	273
第 30 条 移行許可証の期間を変更するための申請－追加情報 .....	273
第 4 部－新法に基づく少量許可証 .....	274
第 1 節 少量許可証に対する保留中の申請 .....	274
第 31 条 節の適用 .....	274
第 32 条 申請に関して決定が行われなければならない期間 .....	274
第 33 条 要求されない審査記述書案 .....	274
第 34 条 旧法に基づく追加情報に対する要請 .....	274
第 35 条 審査証明証の交付 .....	274

第 36 条	審査証明書の内容	275
第 37 条	最終使用の保護に対する申請	275
第 2 節	少量許可証の更新に対する保留中の申請	276
第 38 条	新法に基づいて変更申請として扱われる更新に対する保留中の申請	276
第 3 節	移行される少量許可証	278
第 39 条	節の適用	278
第 40 条	移行される少量許可証が有効であるとみなされる期間の部分的修正	278
第 41 条	審査証明書の変更	278
第 42 条	局長の発議に関する変更	278
第 43 条	局長の発議に関する取消し	279
<b>第 5 部</b>	<b>新法に基づく管理下使用許可証</b>	<b>280</b>
第 1 節	管理下使用許可証に対する保留中の申請	280
第 44 条	節の適用	280
第 45 条	申請に関して決定が行われなければならない期間	280
第 46 条	旧法に基づく追加情報に対する要請	280
第 47 条	審査証明証の交付	280
第 48 条	審査証明書の内容	281
第 49 条	最終使用の保護に対する申請	281
第 2 節	管理下使用許可証の更新に対する保留中の申請	282
第 50 条	新法に基づいて変更申請として扱われる更新に対する保留中の申請	282
第 3 節	移行される管理下使用許可証	284
第 51 条	節の適用	284
第 52 条	移行される管理下使用許可証が有効であるとみなされる期間の部分的修正	284
第 53 条	審査証明書の変更	284
第 54 条	局長の発議に関する変更	285
第 55 条	局長の発議に関する取消し	285
<b>第 6 部</b>	<b>早期導入許可証</b>	<b>286</b>
第 56 条	公益における審査前の導入を許す許可証	286
第 57 条	非有害性化学品の審査前の導入を許す許可証の保留中の申請	286
<b>第 7 部</b>	<b>旧法の第 21 条に基づく導入</b>	<b>287</b>
第 58 条	旧法の第 21 条に基づく導入	287
<b>第 8 部</b>	<b>優先既存化学品の審査</b>	<b>288</b>
第 59 条	変更要請が行われた最終審査報告書の公開	288
<b>第 9 部</b>	<b>旧法に基づく第二次届出</b>	<b>289</b>
第 1 節	第二次届出後の旧法に基づく不完全な審査	289
副節 A	第二次届出後の旧法に基づく不完全な審査	289
第 60 条	第二次届出後の旧法に基づく不完全な審査	289

副節 B 審査証明書により認可された工業化学品の導入の評価 .....	289
第 61 条 副節の適用 .....	289
第 62 条 局長は、審査報告書案及び公開報告書を作成しなければならない .....	289
第 63 条 審査報告書及び公開報告書の交付 .....	290
第 64 条 公開報告書の公表 .....	290
副節 C 審査証明証により認可される導入以外の工業化学品の導入の評価 .....	291
第 65 条 副節の適用 .....	291
第 66 条 局長は評価報告書案を作成しなければならない .....	291
第 67 条 評価報告書の公表 .....	291
副節 D 報告書を変更しない決定の再考及び再審理 .....	292
第 68 条 審査報告書案又は評価報告書案を変更しない決定の再考及び再審理 .....	292
第 2 節 旧法に基づく第二次届出審査後の変更 .....	293
第 69 条 旧法に基づく第二次届出審査後の審査証明書の変更 .....	293
第 70 条 旧法に基づく第二次届出審査後のインベントリー記載の変更 .....	293
第 3 節 旧法に基づく審査の目的への情報を提供するための要件 .....	294
第 71 条 旧法に基づく審査の目的への情報を提供するための要件 .....	294
<b>第 10 部 旧法に基づく申請手数料 .....</b>	<b>295</b>
第 72 条 旧法に基づく申請手数料 .....	295
<b>第 11 部 インベントリー .....</b>	<b>296</b>
第 73 条 秘密の記載に対する申請 .....	296
第 74 条 秘密保有者及び旧法の審査証明書保有者は秘密の記載に対しても申請できる .....	296
第 75 条 旧法に基づく記載の明細 .....	297
第 76 条 インベントリーに誤って記載されている化学品の削除 .....	297
第 77 条 ある種の状況において保護情報と見なされなくなる免除される情報 .....	297
<b>第 12 部 情報、報告及び秘密保持 .....</b>	<b>299</b>
第 78 条 免除される導入に対する導入後の宣言 .....	299
第 79 条 全ての導入カテゴリーに対する年次宣言 .....	299
第 80 条 旧法の第 100G 条に基づいて得られた情報及び文書 .....	299
<b>第 13 部 旧法の第 106 条に基づいて認可された移動 .....</b>	<b>300</b>
第 81 条 旧法の第 106 条に基づいて認可された工業化学品の導入 .....	300
第 82 条 旧法の第 106 条に基づいて認可された工業化学品の輸出 .....	300
<b>第 14 部 考慮期間 .....</b>	<b>301</b>
第 83 条 申請に対する考慮期間の計算 .....	301
<b>付属書 1 旧インベントリー記載の詳細 .....</b>	<b>303</b>
第 1 項目 定義された審査範囲とみなされる使用の条件 .....	303
第 2 項目 導入又は使用に関連する条件とみなされる使用の条件 .....	304

## 【CD 収載内容】

I\_2019 年工業化学品法（原文）  
II\_2019 年工業化学品（間接的修正及び移行規定）法（原文）  
III\_工業化学品料金（料金）法（原文）  
IV\_工業化学品料金（関税）法（原文）  
V\_工業化学品料金（物品税）法（原文）  
VI\_2019 工業化学品（一般）規則（原文）  
VII\_2019 工業化学品（間接的修正及び移行規定）規則（原文）  
Web 情報 6)\_1 登録に関する移行措置情報  
Web 情報 6)\_2 インベントリーに関する移行措置情報  
Web 情報 6)\_3 カテゴリー化ガイダンスに関する情報  
Web 情報 6)\_4 年次宣言に関する情報  
Web 情報 6)\_5 第二次届出に関する移行措置情報  
Web 情報 6)\_6 免除に基づく導入に関する移行措置情報  
Web 情報 6)\_7 少量化学品許可証に基づく導入に関する移行措置情報  
Web 情報 6)\_8 商業的評価許可証に基づく導入に関する移行措置情報  
Web 情報 6)\_9 管理下使用許可証に基づく導入に関する移行措置情報  
参考) 工業化学品(届出・審査) 修正法 2019\_ (1989 法の修正) (原文)

